



報道発表資料の配付日時 12月23日(金) 22時00分

発表項目 (行事名)	令和4年12月22日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について
概要	<p>1 災害の概要 令和4年12月22日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は2市8町に災害救助法の適用を決定した。</p> <p>2 災害救助法適用市町村 北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町</p> <p>3 法適用日 令和4年12月23日</p> <p>4 被害の状況等 令和4年12月22日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>5 今までにとられた措置 避難所の設置等</p> <p>6 備考 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
参考	○災害救助法適用の効果 各市町村が実施する救助法に基づく応急救助(避難所の設置、食品の給与、住宅の応急修理、被災世帯への生活必需品の給与、死体搜索等)に要する費用について、国と道が負担する。
報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク
担当 (連絡先)	総務部 危機対策局 危機対策課 課長補佐 三田地 俊明 TEL ダイヤルイン 011-204-5014 内線 22-556